

目 次

第1章 序論.....	1
1．合併の必要性.....	1
(1) 日常生活圏の拡大.....	1
(2) 広域的な視点に立った新しいまちづくり.....	1
(3) 地方分権時代に対応した行政基盤の強化.....	1
(4) 都市が自立可能な財政基盤の強化.....	1
(5) 限りない地域の発展のために.....	1
2．計画策定の方針.....	2
(1) 計画の趣旨.....	2
(2) 計画の対象区域.....	2
(3) 計画の構成.....	2
(4) 計画の期間.....	2
(5) 市民のための計画.....	2
(6) 総合計画との関連.....	2
第2章 新市の概況.....	3
1．位置と地勢.....	3
2．面積.....	3
3．人口.....	4
(1) 人口と世帯.....	4
(2) 年齢別人口.....	4
(3) 就業人口.....	5
4．産業.....	7
第3章 人口の見通し.....	9
1．人口と世帯数の推計.....	9
2．目標人口.....	10
第4章 新市建設の基本方針.....	11
1．新市の将来像.....	11
2．将来像実現のための基本方針及び施策の体系.....	12
3．市民と行政の協働による市政の運営.....	15
(1) 地域自治の確立.....	15
(2) 市民自治の確立.....	15

4 . 新市の土地利用	15
(1) 土地利用の現状	15
(2) 土地利用の方向	16
5 . ネットワークの形成	16
(1) 市民の一体感の醸成	16
(2) 公共施設のネットワーク化	16
(3) 交通体系の整備	16
(4) 公共交通機能の整備	16
(5) 電子自治体及び地域情報化の推進	16
(6) 学校施設の計画的な整備と児童・生徒の交流促進	17
(7) 大学のネットワーク化	17
(8) 地域防災体制の整備	17
(9) 自衛隊施設周辺地域への対応	17
(10) 地域振興のための基金造成	17
6 . 地域別整備の方針	17
(1) 高崎地域	17
(2) 箕郷地域	18
第5章 新市の施策	20
1 . 健康福祉（元気で安心して暮らせるまち）	20
2 . 教育文化（個性と豊かな心を育むまち）	21
3 . 環境安全（快適で安全なまち）	23
4 . 産業流通（にぎわい活力あふれるまち）	24
5 . 都市基盤（機能的で調和のとれたまち）	25
6 . 自治運営（市民と築く明るいまち）	27
第6章 公共的施設の統合整備	30
第7章 新市における国・県事業の推進	31
1 . 県事業	31
2 . 国事業	31
第8章 財政計画	32

第1章 序論

1. 合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

道路交通網の整備や情報通信手段の発達に伴い、地域住民の生活行動圏域は、行政区域を越えて飛躍的に拡大しています。

このような中で、地域の実情と住民ニーズに即した公共サービスを効率的に提供し、地域全体の発展を支えていくためには、地域住民の生活圏域と行政区域を可能な限り合致させていくことが求められています。

また、こうした取り組みは、公共サービスの受益者と納税者の基盤を一致させることとなり、「自らのまちのあり方を住民が自ら決定していく」という「自治に関する自己決定」の観点からも重要であり、より住民の目線に立った地方自治への前進が期待されます。

(2) 広域的な視点に立った新しいまちづくり

多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを推進していくためには、地域の多様な人材、文化、産業等の資源や自然環境等の特色を有機的に連携・活用した多様性にとんだまちづくりの視点が求められています。

(3) 地方分権時代に対応した行政基盤の強化

地方分権時代の中で今後更に権限、財源の移譲が進められ、地域間の競争がますます激しくなることが予想されます。

こうした中で、福祉や環境、教育等の住民に身近な課題に的確に対応できるサービス体制を確保していくためには、生活圏を共にする自治体の合併により、専門的な人材の確保や政策立案能力の向上等、地域全体の自治能力を高めていく必要があります。

(4) 都市が自立可能な財政基盤の強化

厳しい社会経済環境の中で、国からの財政支援の減少は避けられず、また、少子高齢社会における社会保障費の増大や納税人口比率の低下等、日本の社会システムが大きく変化する中で、地方自治体は今後一層困難な行財政運営を迫られるものと思われます。

このような中で、都市機能を充実させ住民福祉の向上を図っていくためには、効率的・合理的な行財政運営を推進するとともに、税収の安定的な確保等都市が自立できる強固な財政基盤を構築する必要があります。

(5) 限りない地域の発展のために

新市は行政区域及び人口規模の拡大とともに、それぞれの地域が持っている特性や資源を最大限に生かした市民生活の一層の向上が期待されるとともに、高度の産業業務機能や都市機能の受け皿となり得る地域づくり、全国にも顔の見える都市づくりを推進し、その活力を新市の発展と市民サービスの向上につなげていくことが期待されています。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

合併は地域住民にとって重大な影響を及ぼすものであることから、住民に対してまちづくりの将来ビジョンを示していくことが求められると同時に、新市の行財政運営を行っていくうえでの基本的指針が必要です。

新市建設計画は、高崎市、箕郷町の合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展を目指します。

①総合的な計画

ハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とします。

②効果的な計画

新市において健全な財政運営が行われるよう、真に新市の発展に資する事業や施策を選び、効率的な行財政運営に裏付けられた着実な計画とします。

③一体性を確立する計画

旧自治体意識を早期に解消し地域の連帯感を醸成するため、市民交流を促進する計画とします。

④住民福祉を高める計画

地域全体のレベルアップを実現し、生活水準・文化水準を高める計画とします。

⑤均衡ある発展を実現する計画

高崎市、箕郷町で策定している総合計画等にも配慮し、それぞれの地域の特性が十分に発揮できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな対策を考慮した計画とします。

(2) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、高崎市、箕郷町の全域とします。

(3) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための根幹となる施策及び事業、公共的施設の統合整備、財政計画等を中心に構成します。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成32年度までの16年間とします。

(5) 市民のための計画

計画の内容については、社会経済情勢の変化や地域住民の意見を尊重した見直しを、必要に応じて行います。

(6) 総合計画との関連

本計画は、高崎市、箕郷町の総合計画を尊重した計画とします。

また、合併後は、速やかに新市の総合計画策定に着手し、本計画の施策や事業等は新しい総合計画に位置付け、着実な推進を目指します。

第2章 新市の概況

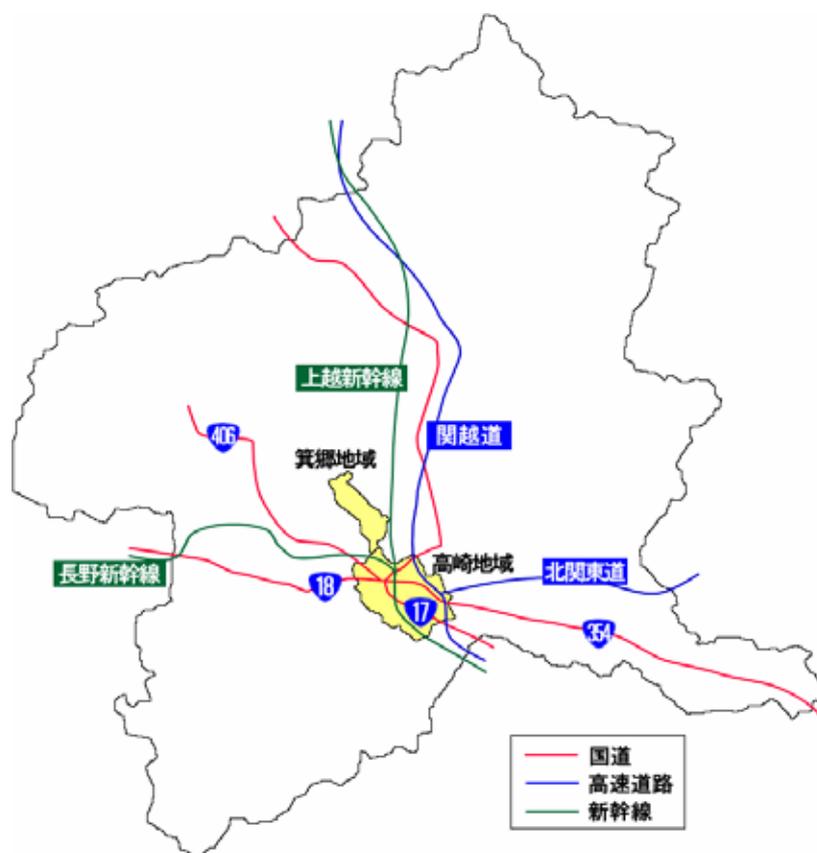
1. 位置と地勢

新市は、群馬県の中西部に位置し、東京へ約100km、新幹線で約50分という位置にあります。

古くから交通の要衝として発展し、現在は新幹線2路線、JR在来線5路線、私鉄1路線、高速自動車道2路線、そして国道4路線が集中する全国有数の内陸交通の拠点性を有しています。

地形は、南東から北西へと長く伸びた形を成しており、南東部に位置する高崎地域は、関東平野の一部を形成する平坦地形である一方、北西部に位置する箕郷地域は、ゆるやかな丘陵地形や自然豊かな山間地形を有しています。

位置図



2. 面積

新市の面積は、154.48km²となり、群馬県の約2.4%を占めています。

土地の利用状況は、宅地が39.04km²(約25.3%)、農用地が41.30km²(約26.7%)、山林が20.94km²(約13.5%)を占めています。

地目別面積【平成15年】

(単位:新市 km²、構成比 %)

	総面積	宅地	田	畑	池沼	山林	原野	雑種地	その他
新市	154.48	39.04	20.35	20.95	0.05	20.94	1.38	7.54	44.23
構成比	100.0	25.3	13.2	13.5	0.1	13.5	0.9	4.9	28.6

資料：総面積 国土交通省国土地理院、地目別 各地域固定資産関係資料

3. 人口

(1) 人口と世帯

平成16年4月現在の新市の人口合計は、262,127人です。これは、平成7年の国勢調査の新市人口合計255,934人と比べ、6,193人(約2.4%)の増加となっており、また、平成12年の国勢調査と比べても、3,388人(約1.3%)増加しています。

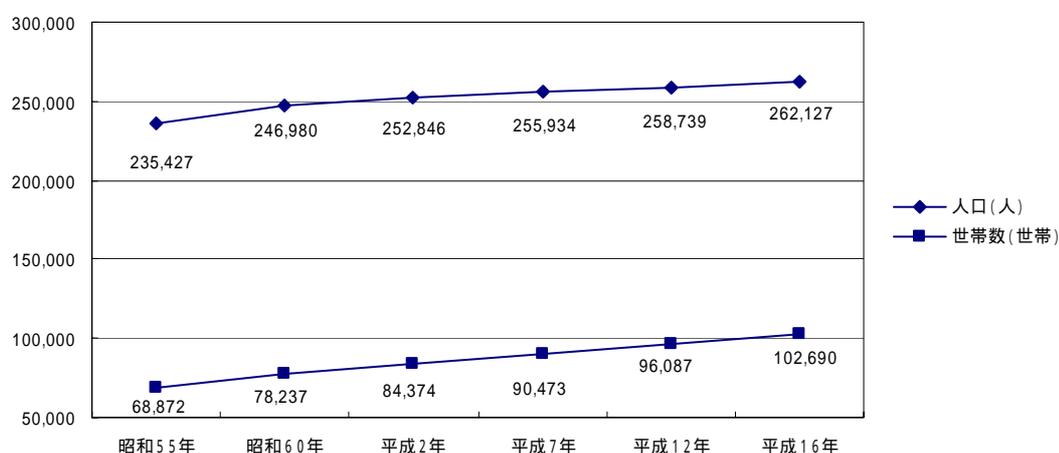
世帯数は平成16年4月現在、102,690世帯で、平成7年と比べ12,217世帯増えており、人口増加や核家族化に伴う世帯数の増加が見られます。

新市の人口と世帯数【平成16年4月】 (単位：人口 人、世帯数 世帯)

	新市	高崎地域	箕郷地域
人口	262,127	243,085	19,042
世帯数	102,690	96,454	6,236

資料：各地域常住人口

新市の人口と世帯数の推移



資料：国勢調査(平成16年は各地域常住人口)

(2) 年齢別人口

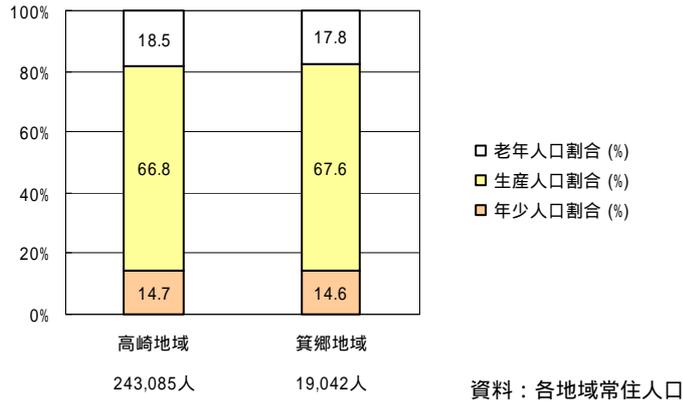
年齢階層別人口を見ると、平成16年4月現在の年少人口(0~14歳)の割合は14.7%で、平成7年の国勢調査の年少人口16.1%に比べ1.4ポイント減少しています。また、生産年齢人口(15~64歳)についても、69.7%から2.8ポイント減少し66.9%となっています。その一方で老年人口(65歳~)は、14.2%から4.2ポイント増加し18.4%となっており、少子高齢化の進行がはっきりとうかがわれます。

新市の年齢別人口【平成16年4月】 (単位：人)

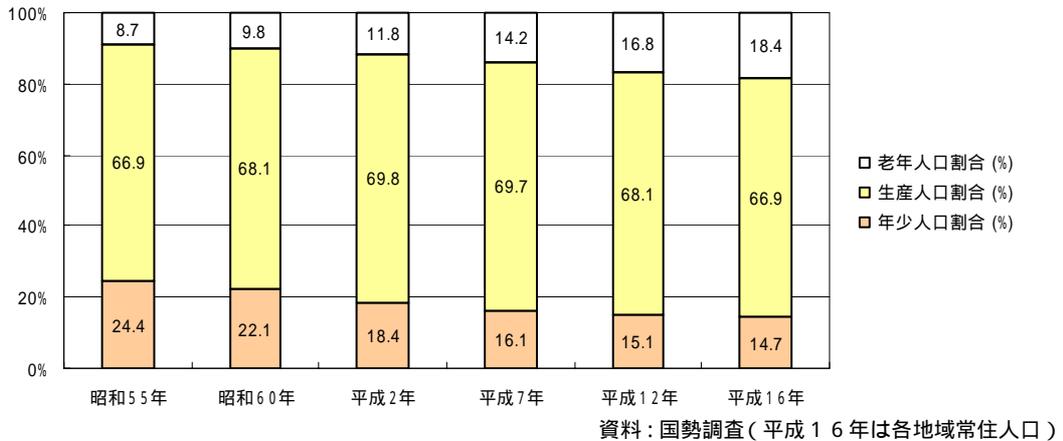
	新市	高崎地域	箕郷地域
年少人口	38,483	35,703	2,780
生産人口	175,278	162,405	12,873
老年人口	48,366	44,977	3,389

資料：各地域常住人口

地域別年齢階層別人口割合【平成16年4月】



新市の年齢階層別人口割合の推移



(3) 就業人口

平成12年現在の就業人口は、新市で129,213人です。内訳は、第1次産業（農業、林業等）が2.6%、第2次産業（建設業、製造業等）が30.2%、第3次産業（運輸業、小売業、金融業、サービス業等）が66.7%となっています。地域別に見ると、高崎地域、箕郷地域ともに第3次産業の比率が高くなっています。

推移を見ると、第1次、第2次産業では、近年の農工業離れの影響による従事者数の低下が見られます。その一方で第3次産業は、職種の多様化や第1次、第2次産業からの移行等により、増加の傾向にあります。就業人口全体では、昨今の経済情勢の影響を受け、平成7年から減少しています。

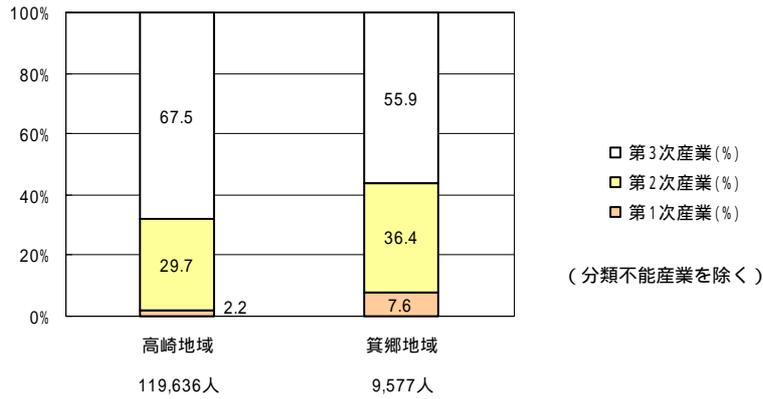
就業人口と構成比【平成12年】

(単位：上段 人、下段 %)

	新市	高崎地域	箕郷地域
第1次産業	3,399	2,671	728
	2.6	2.2	7.6
第2次産業	38,962	35,479	3,483
	30.2	29.7	36.4
第3次産業	86,131	80,772	5,359
	66.7	67.5	55.9
分類不能	721	714	7
計	129,213	119,636	9,577

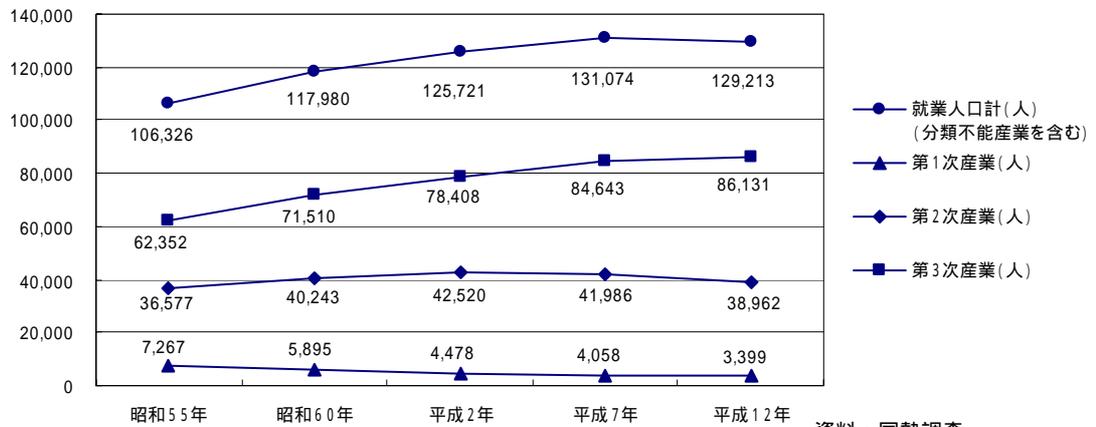
資料：国勢調査

地域別産業別人口割合【平成12年】



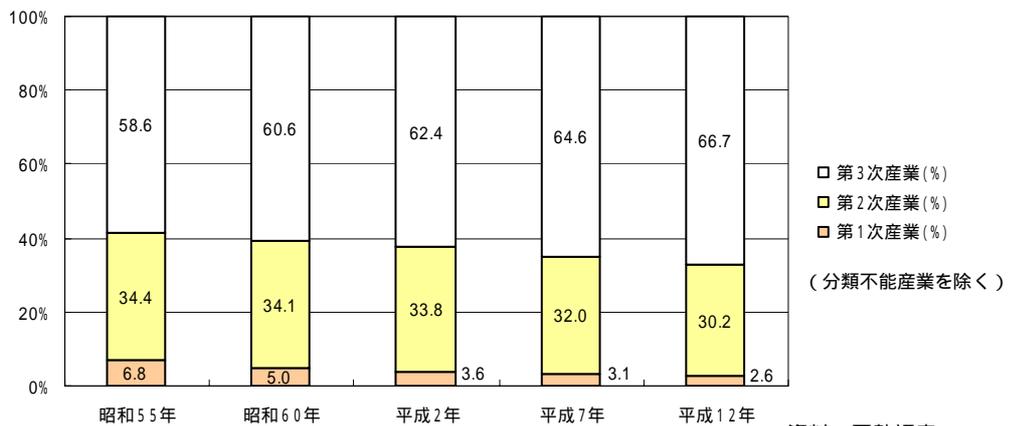
資料：国勢調査

新市の産業別人口割合の推移



資料：国勢調査

新市の産業別構成比の推移



資料：国勢調査

4. 産業

年間商品販売額（卸売業・小売業）は、平成14年現在、新市合計で約13,534億円となっており、県全体の約25.2%を占めています。平成6年の販売額を1.0とした推移を見ると、平成14年は0.80であり、昨今の厳しい経済情勢を反映した結果となっています。

製造品出荷額は、平成14年現在、新市合計で約5,681億円となっており、県全体の約7.9%を占めています。平成6年の出荷額を1.0とした推移を見ると、平成14年は0.64であり、商業以上に経済停滞の影響を受け、工業生産力低下の傾向が見られます。

農業産出額は、平成14年現在、新市合計で約78億円となっており、県全体の約3.5%を占めています。平成6年の産出額を1.0とした推移では、平成14年は0.82となっています。経済情勢だけでなく、農業従事者の高齢化や担い手不足等も大きく影響しているものと思われます。

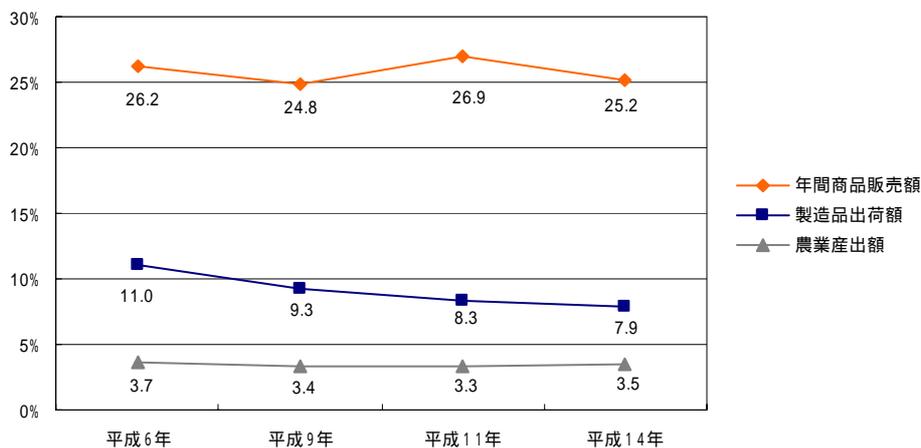
新市の産業【平成14年】

（単位：百万円）

	新市	高崎地域	箕郷地域	群馬県
年間商品販売額	1,353,436	1,341,619	11,817	5,362,437
製造品出荷額等	568,193	553,926	14,267	7,229,166
農業産出額	7,830	4,290	3,540	226,830

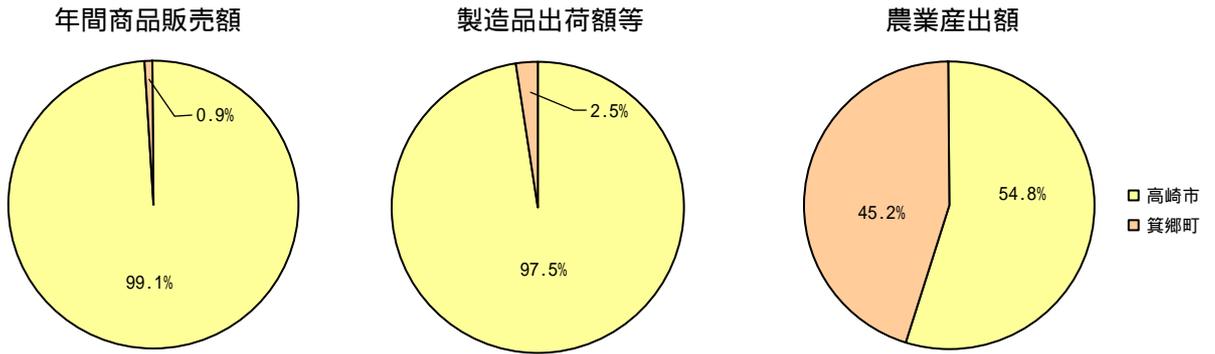
資料：年間商品販売額 県商業統計調査
 製造品出荷額等 県工業統計調査
 農業産出額 農林水産省生産農業所得統計

県全体における新市が占める割合の推移

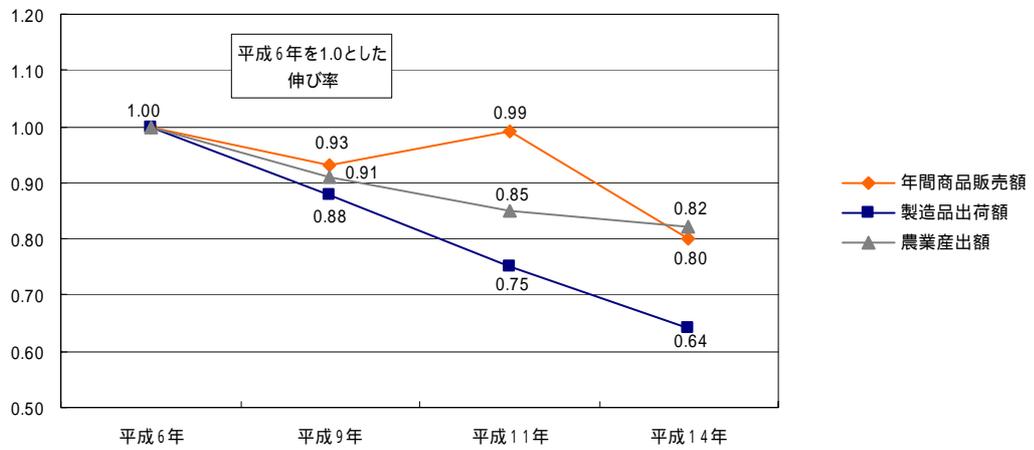


資料：年間商品販売額 県商業統計調査
 製造品出荷額等 県工業統計調査
 農業産出額 農林水産省生産農業所得統計

地域別割合【平成 14 年】



新市の産業の推移



資料：年間商品販売額 県商業統計調査
 製造品出荷額等 県工業統計調査
 農業産出額 農林水産省生産農業所得統計

第3章 人口の見通し

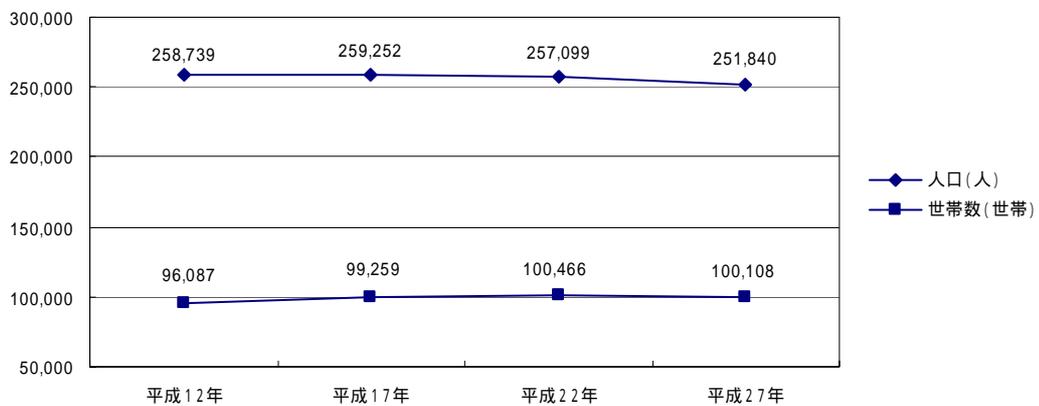
1. 人口と世帯数の推計

コーホート要因法による新市の人口推計は、平成17年までの約259,000人をピークに、その後ゆるやかに減少し、本計画の最終年度である平成27年には、約252,000人になると推測されます。

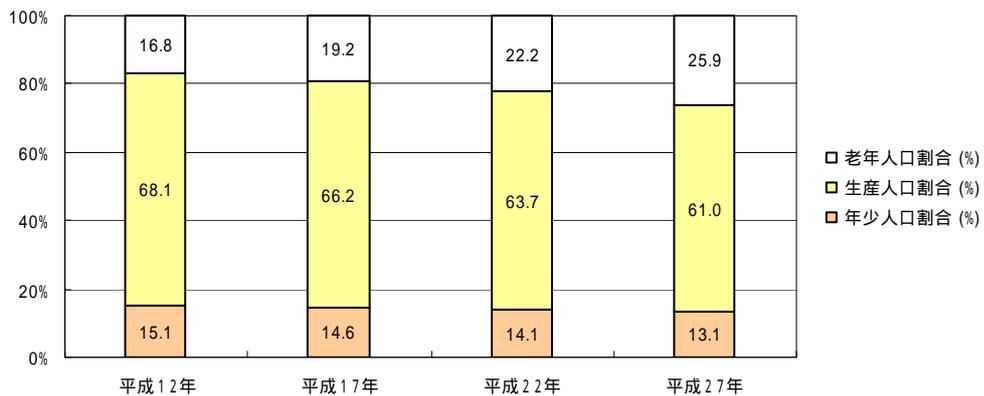
世帯数は、平成17年からの人口減少の影響を受けつつも世帯人員の減少により、平成22年頃までは増加することが予想されます。そして、平成17年から平成27年までの10年間は、概ね99,000世帯から101,000世帯の間で推移すると見込まれます。

年齢階層別の人口推計は、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合が減少し、平成27年には、それぞれ13.1%、61.0%になることが予想されます。その一方で、平成27年の老年人口(65歳~)の割合は、25.9%と大きく増加し、高齢化が一層進行すると推測されます。

新市の将来人口と世帯数の推計



年齢階層別人口割合の推計



コーホート要因法 人口を男女年齢別に区分し、生残率や年齢別出生率などを使用して行う人口推計の手法。

2 . 目標人口

新市においては、新産業の創出や積極的な企業誘致、都市基盤整備による業務拠点機能の強化、地域資源を生かした農林業や観光産業の育成等に努めるとともに、医療・福祉制度の充実や快適な生活環境の整備など、魅力あるまちづくりを進めることにより流入人口及び定住人口の増加を目指しています。

また、良好な住宅団地の整備や宅地の供給を行い、定住人口の増加を目指しています。

新市の人口推計に当たっては、本計画の円滑な遂行に伴う社会的要因等を考慮し、平成27年における目標人口を270,000人とします。

第4章 新市建設の基本方針

1. 新市の将来像

新市のまちづくりに当たっては、市民と行政のパートナーシップの下、これまで以上に市民の目線に立ったまちづくりやスピーディーな行政運営に努めるとともに、地域の個性を尊重しつつ地域の一体性を高める施策を積極的に進めます。

また、両地域が育んできた歴史や教育文化、産業、行政システムなどのさまざまな特性を合わせることによって、総合的な都市の活力を高めていきます。

そして、分権時代にふさわしい市民主体の地域自治を構築し、子どもからお年寄りまですべての市民が元気に活動する魅力のあるまちを目指します。

人が元気・人が輝く、自然と歴史と文化が調和する交流拠点都市 たかさき

この目標を支える基本的な方向性として、5つの項目を掲げます。

東京と日本海を結ぶ交流拠点都市

新市は、新幹線、高速自動車道、国道等が集中する、全国でも有数の交通の拠点性を有しています。現在整備が進められている北関東自動車道も平成22年度までには全線開通の予定であり、交通の要衝としての条件がますます高まることが期待されています。

この優位性を最大限に活用し、東京・太平洋と日本海の結節点として、また、北関東・上信越の拠点都市としての機能と役割を担う交流拠点都市を目指します。

日本一の住みやすい生活安全都市

子どもからお年寄りまで、全ての市民が快適に安心して暮らせるように、医療や福祉、教育や文化、生活環境や都市基盤の各分野にわたり、バランスのとれた施策を推進するとともに、自然災害や犯罪等から生命や財産を守るため、地震・風水害に対する基盤整備や消防救急等の安全対策、防犯対策を充実します。

また、行政手続きや各種施設等の利用予約などを自宅や事務所からいつでもできるよう電子自治体化を推進し、市民生活の利便性の向上に努め、日本一住みやすい生活安全都市を目指します。

人々が集い楽しむ芸術文化都市

新市には歴史的に貴重な史跡が数多く残っていると同時に、地域が育んできた文化、伝統行事も盛んに行なわれています。

地域独自の文化を継承・発展させるとともに、新市にふさわしい市民の一体感を醸成する市民文化活動を展開し、人々が集い楽しむ芸術文化都市を目指します。

自然と共生する環境保全都市

地球温暖化、オゾン層破壊、砂漠乾燥化の進行等、地球規模で環境の悪化が進む中、自然環境に対する意識改革が求められています。

やすらぎをもたらし、ゆとりを与えてくれる水、緑等の保全に努めるとともに、市民がふれあうことのできる自然環境を充実させ、自然と共生する環境保全都市を目指します。

地方主権と市民自治が確立された都市

社会の成熟化にともない、行政に対する市民ニーズの多様化・高度化や住民の参加意識の高揚が進み、地域自ら考え、行動する、地方分権型の行政システムへの移行が着実に進展しています。

そして、国からの権限移譲は、将来さらに拡大することが予想され、自治体はこれまで以上に自主自立によるまちづくりを展開することが求められます。

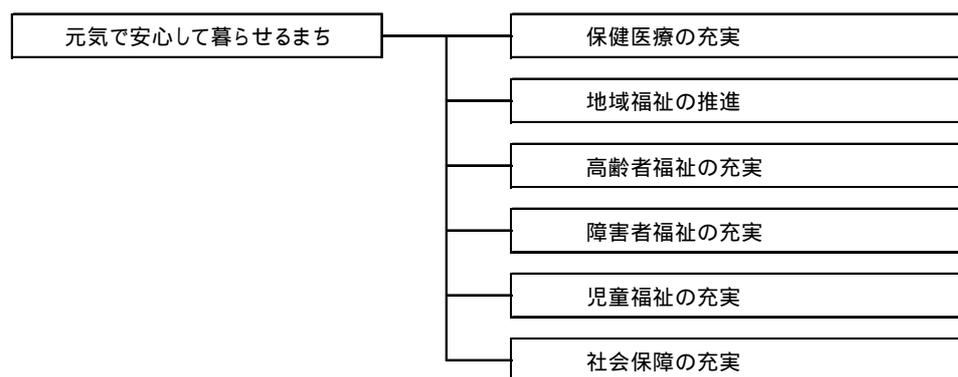
情報公開を進め行政情報を市民と共有することにより、市民やNPO・企業との連携による市民主体のまちづくりを積極的に進め、地方主権と市民自治が確立された都市を目指します。

2. 将来像実現のための基本方針及び施策の体系

新市の将来像を実現するため、6つの基本方針を柱として、体系ごとに施策を展開し計画的なまちづくりを進めます。

(1) 健康福祉（元気で安心して暮らせるまち）

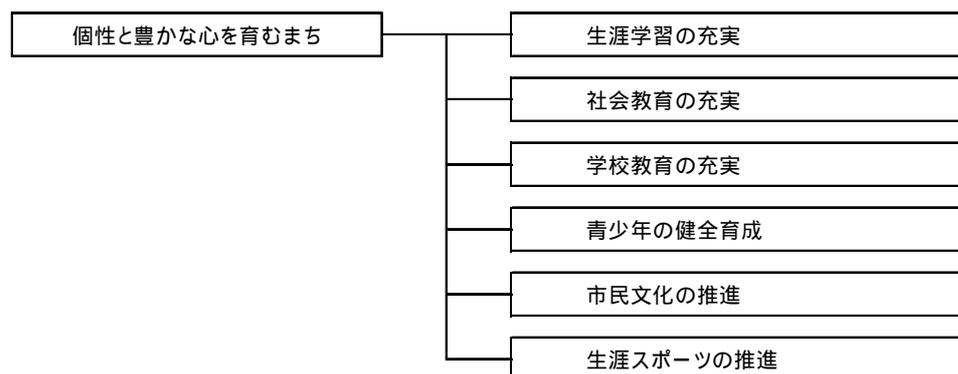
少子高齢社会が進行する中で、保健・福祉・医療施策や子育て支援策を充実し、誰もが健康で長寿を喜ぶことができるまちづくり、子どもを産み育てることに夢を持てるまちづくりを進めます。



(2) 教育文化（個性と豊かな心を育むまち）

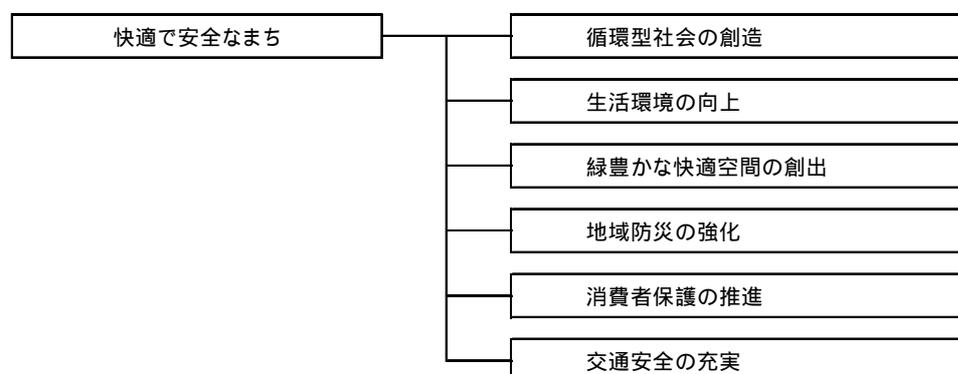
市民一人ひとりの多様なライフスタイルに対応し、多くの選択肢が保障され生きがいを持って暮らすことのできる、感性あふれる文化的なまちづくりを進めるとともに、地域の歴史や文化の伝承に努め、郷土意識の高揚や新しい文化活動の芽を育みます。

また、子ども達が心身ともに健全でゆとりある学校生活をおくれるよう教育環境を充実します。



(3) 環境安全(快適で安全なまち)

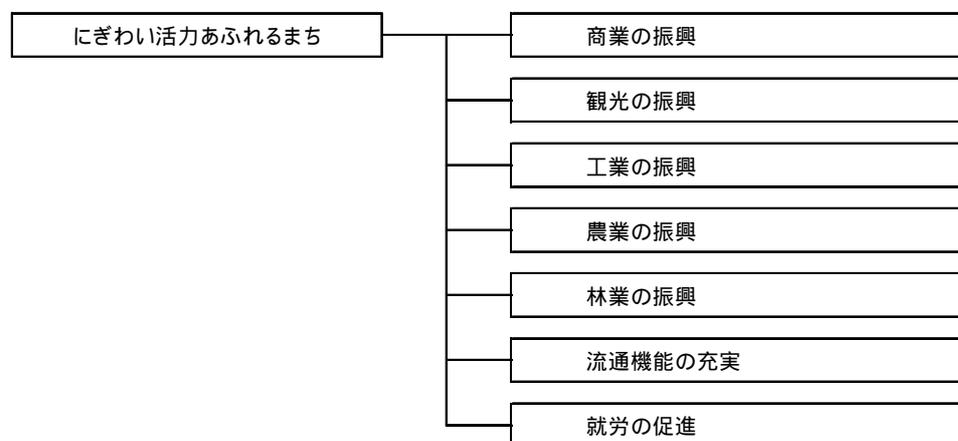
自然環境と共生するという視点に立ち、まちづくりや生活様式に工夫を重ね循環型社会を目指すとともに、緑豊かな空間の整備や地域防災の強化など、安心・安全・快適なまちづくりを進めます。



(4) 産業流通(にぎわい活力あふれるまち)

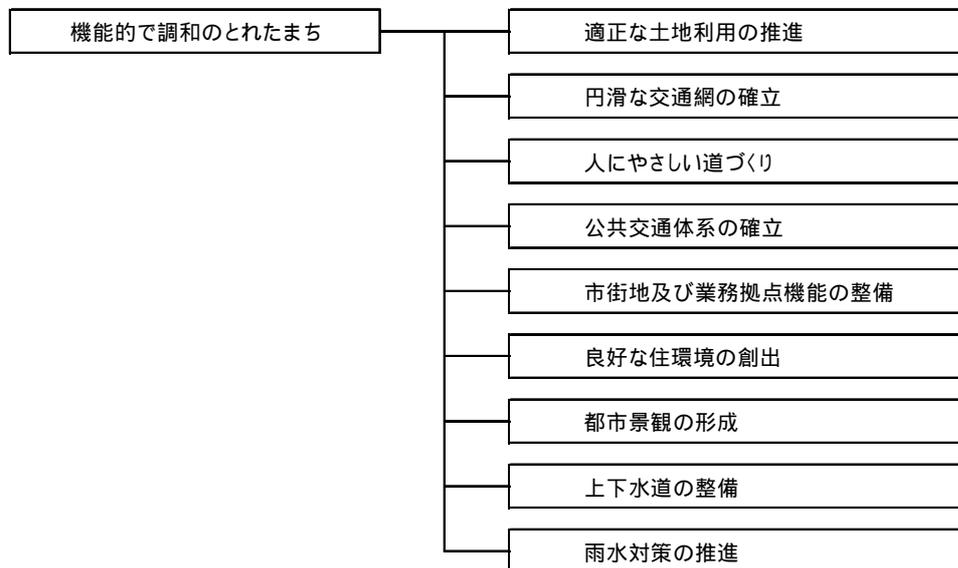
交流拠点性をさらに高め、その基盤整備を進め、蓄積してきた産業技術や情報、人材、観光資源、都市の魅力を活用するとともに、新たな産業創出や起業を支援するなど、活力ある地域経済の実現を目指します。

農林業では、農地や森林の持つ環境保全・水資源涵養などの多面的機能の維持に努めとともに、農業基盤や生産体制の整備、農畜産物のブランド化、農業公社機能の充実、都市住民との交流による販路の拡大等を図り、生産性や収益性の向上を目指します。



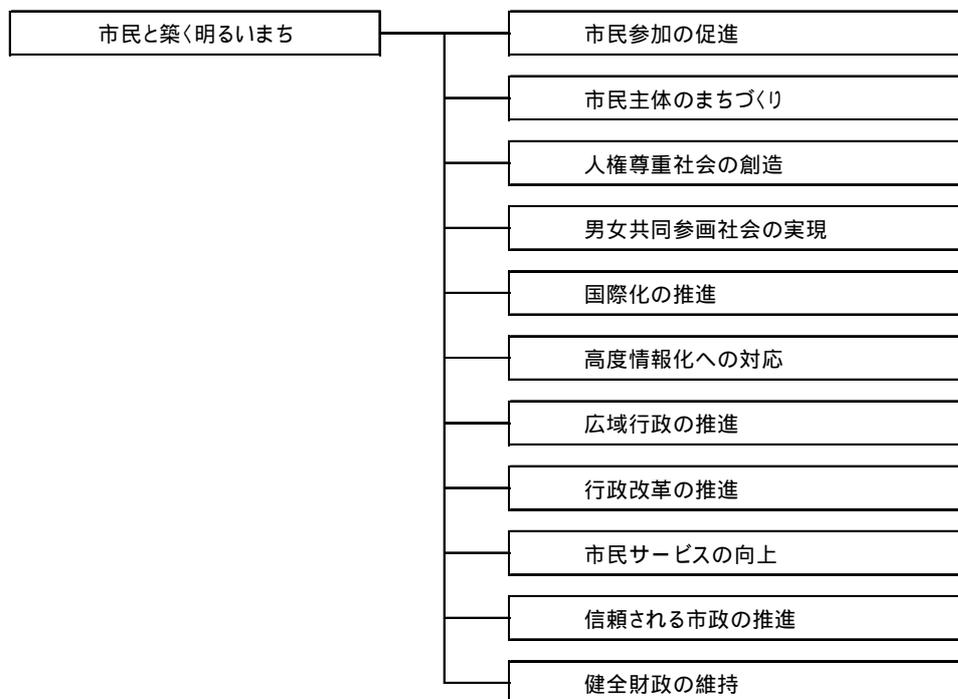
(5) 都市基盤（機能的で調和のとれたまち）

豊かな市民生活を築くための都市基盤整備は、まちづくりの基礎として重要であり、公共交通体系の確立や良好な住環境の整備など、子どもからお年寄りまで市民にやさしい都市環境づくりを進め、快適で利便性の高い安全なまちづくりを進めます。



(6) 自治運営（市民と築く明るいまち）

交流拠点性、開放性、国際性などを生かした個性豊かな地域社会の創造を目指して、地方分権による自己決定・自己責任の下に行財政改革を推進し、地域や市民の主体性を大切にしたまちづくりを進めます。



3 . 市民と行政の協働による市政の運営

地方分権時代を迎えた今、少子高齢化や環境問題などの地域が抱える様々な課題に対して、地域自らが主体的に対応していかなければなりません。

新市の市政運営に当たっては、市民ニーズを的確に捉え無駄のない効率的な施策を展開するための新たな仕組みづくりが必要であり、市民の主体的な参加と協力を得た、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めていくためのシステムを構築します。

(1) 地域自治の確立

市町村合併や地域自治の強化を推進するため、地方自治法等の改正が行われるなど、地域自治の仕組みが大きく変わろうとしています。

これまで、自治体が市域全域の方針等を一元的に決定してきましたが、これからは、地域の適正な役割と権限の下、地域の自主性を尊重したまちづくりへとその意思決定の仕組みが変わりつつあります。

新市の建設に当たっては、こうした動きに敏感に対応しながら、新市にふさわしい地域自治を確立し、地域の特性や資源を最大限に活用するとともに、地域住民の意思や自主性を尊重したまちづくりを積極的に進めます。

(2) 市民自治の確立

市民主体のまちづくり、市民の目線に立ったまちづくりを目指して、「自治基本条例」や「まちづくり条例」等を制定する自治体が増えつつあります。

これらの条例は、市民参加、情報公開、協働参画、行政手続、住民投票などの市民自治の視点から、必要とされる政策や諸制度を体系化し明確にすることにより、市民自治の根拠とするとともに、市民の市政への参加を容易にするためのものです。

新市の建設に当たっては、住民福祉の向上や地域の一体性の確立、均衡ある発展を目指していくことが求められており、そのためには、市民と行政の協働による取り組みが不可欠です。

新市誕生に合わせ、全地域住民の参加の下に、自治基本条例の制定に着手し、新たな市民自治の仕組みづくりを目指します。

4 . 新市の土地利用

(1) 土地利用の現状

高崎地域、箕郷地域での土地利用の状況は、地域の社会的・経済的状況や地域的特性、地理的条件等に適した運用が行なわれており、「市街化区域」、「市街化調整区域」の区域区分の指定の状況等が異なっています。

このため、合併に当たっては、こうした土地利用規制の違いについて調整を図るとともに、それぞれの地域に適したまちづくりを推進するため地域の個性や資源等を生かした土地利用のあり方を検討する必要があります。

土地利用状況【平成 16 年 4 月】

	高崎地域	箕郷地域
都市計画区域	有	有
市街化区域・市街化調整区域の区域区分	有	無

(2) 土地利用の方向

新市の一体的かつ均衡ある発展を推進するためには、土地利用の速やかな調整が必要と思われませんが、地域の個性や資源を生かした整備や保全の継続性を確保するため、当面は土地利用規制の急激な変化を避け、各地域の土地利用体系を引き継ぐものとしします。

5. ネットワークの形成

市域全体における多様な市民交流や行政サービスの均一化、統一的な安全対策等を確立することにより、新市の一体性を醸成するとともに地域の均衡ある発展を目指します。

(1) 市民の一体性の醸成

新市においては、早期に市民の一体性を醸成する必要があります。

このため、両地域住民の共同によるイベントの開催や、地域イベントへの相互参加等による交流を図るとともに、各種の市民団体の交流や統一的な活動の実施を推進するなど、新市としての一体性を高めます。

さらに、総合計画をはじめとする各種計画の策定や審議会委員への就任等、より多くの市民が新市の行政運営に参加することのできる市民参加の指針を定め、両地域の市民が一体となったまちづくりを推進します。

(2) 公共施設のネットワーク化

新市には、教育文化施設、福祉施設、歴史遺産等をはじめとする多くの公共施設があり、多様な活動が行なわれているとともに、今後も施設整備が計画されています。

これらの施設においては、それぞれの目的に沿った運営を行うとともに、施設間のネットワーク化による特色ある活動を行い、効果的・効率的な施設運営及び多様な市民ニーズへの対応に努めます。

本庁舎と地域の支所とのネットワーク化に当たっては、地域住民の利便性の向上と各種サービスの向上に配慮した情報通信システムや運営体制の整備を行います。

(3) 交通体系の整備

国や県との連携の下、地域を結ぶ幹線道路の整備を推進し、交通網の有機的なネットワーク化を図り、市民活動や産業活動、生産活動等の一体性を高めます。

(4) 公共交通機能の整備

市内循環バスや乗合バス等の路線を見直し、両地域を結ぶ路線の新設や拡充を図るなど、利便性の高い公共交通網を整備し、新市における市民の交流機能を高めます。

(5) 電子自治体及び地域情報化の推進

新市の情報化推進に当たっては、公共施設や教育施設のネットワーク化及び行政手続の電子化等、住民サービスの質の向上と行政運営の効率化・簡素化を前提とした新たな高度情報化推進計画を策定し、効果的・効率的に電子自治体や地域情報化を進めます。

- (6) 学校施設の計画的な整備と児童・生徒の交流促進
新市には52の小中学校がありますが、早急な改造・改築が必要な施設も多い状況です。健全な財政運営に配慮しつつ児童生徒の教育環境の向上と健全育成を図るため、校舎・体育館等の計画的な整備を推進します。
また、新市の将来を担う児童・生徒の新市の各地域への理解を深めるため、それぞれの地域の魅力や特性を活用した交流活動を推進します。
- (7) 大学のネットワーク化
新市には現在、高崎経済大学をはじめ4つの大学があり、多様な高等教育を提供しています。また、今後、開設が予定されている大学もあります。
新市においては、これらの大学同士の連携及び大学と産業、行政との連携を促進するとともに、大学で学ぶ多くの学生の行動力をまちづくりに活用するなど、大学の持つ人材、研究活動、設備、学生活動等の様々な資源を新市の活力の向上に生かしていきます。
- (8) 地域防災体制の整備
各種災害時において、新市の地域内で正確かつ迅速な情報交換が行えるよう、統一的な地域防災行政無線を整備します。
また、地域の自主防災組織や災害ボランティアの育成とともに、市民と行政や防災関係機関との連携を強化するなど、新市全体の防災体制を強化し市民の安全確保を図ります。
- (9) 自衛隊施設周辺地域への対応
自衛隊施設の周辺地域においては、住民の安全性の確保と生活環境の保全が課題となっているため、国と連携しながら各地域において、住民生活の安定等を図るための各種事業を推進します。
- (10) 地域振興のための基金造成
新市における地域住民の連携強化や、各地域単位の文化活動やコミュニティー活動を振興するため、地域振興基金を創設します。

6 . 地域別整備の方針

住民福祉の向上を図るとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを目指し、地域別の整備方針の下に各種公共施設整備事業等を推進します。

(1) 高崎地域 (都市拠点ゾーン)

高崎地域は、全国でも有数の交通拠点性を有しており、古くから北関東随一の商業地域として栄え、発展してきました。

現在は政治、経済、教育、文化などの総合的な都市機能が集積した地域であり、今後とも、人、もの、情報、文化などの活発な交流の場として、中心的機能を担い続けることが重要です。

新市においては、より一層交流拠点性を意識し、諸機能の積極的な集積を進め、中核市の拠点にふさわしい広域的中心性を有する地域としての整備を推進します。

【重点事業】

医療保健センター建設事業 (前期)

保健センター・準夜診療所・地域医療センター・歯科医療センター・保健所等の機能を併せ持った地域の保健医療の拠点施設を建設し、市民の健康と生命を守ります。

地域医療支援センター整備事業（前期）

国と協力して独立行政法人国立病院機構高崎病院の建替整備を進め、365日24時間いつでも受診・入院できる小児救急医療体制を整備します。

図書館建設事業（前期～後期）

老朽化した現在の図書館に代わる施設として、規模・機能・交通アクセス等、利用者の利便性を考慮した新図書館を整備します。

芸術・コンサートホール建設事業（後期）

老朽化した現在の音楽センターに代わる施設として、多様な芸術文化活動に対応できる機能を備えた芸術・コンサートホールを整備します。

東南部運動公園整備構想の推進（前期～後期）

多様なスポーツ施設を備えた総合運動公園の整備構想を推進します。

斎場建設事業（後期）

合併に伴う人口の増加等に対応するため、新斎場を建設します。

都市拠点の整備及び業務機能の強化（前期～後期）

高崎駅周辺の区画整理事業や道路整備事業を推進し、中核市の玄関口にふさわしい街並みと機能を整備するとともに業務機能の強化を図ります。

また、高崎操車場跡地周辺及び問屋町駅周辺は、複合機能が集積した都市拠点として位置付け、新産業の創出や企業誘致を可能とするビジネスパークの整備を進めます。

道路整備事業（前期～後期）

交通渋滞を緩和し円滑な交通を確保するため、高前幹線街路事業や問屋町駅前周辺道路整備事業等を推進します。

下水道整備事業（前期～後期）

快適な居住環境の確保と河川の水質保全を図るため、下水道施設の整備を推進します。

《県事業》 県立西毛中核病院構想の推進（前期～後期）

西毛地域の地域医療や救急医療を確保するため、高度医療技術や特殊機能を有する総合的な中核病院構想の推進を要望します。

《国事業》 国道17号高松立体整備事業

国道17号和田橋交差点の慢性的な交通渋滞を緩和するため、国に対して、高松立体整備の早期完成を要望します。

（2）箕郷地域（歴史田園ゾーン）

箕郷地域は、榛名山南麓の緩傾斜地帯に位置し、戦国時代には西毛を統括した長野氏の箕輪城の城下町として栄え、近年は、梅の生産など農業を中心として発展する一方、高崎の郊外住宅地として宅地開発が進み、人口の増加が続いています。

榛名山麓の豊かな自然や国指定史跡の箕輪城跡、約300haの箕郷梅林などの地域資源を活用し、活気と賑わいのある里づくりを進めるとともに、都市化の進展にあわせた基盤整備を行い、利便性の高い快適な生活環境を創出します。

【重点事業】

箕輪城跡整備事業（前期～後期）

国指定史跡である箕輪城跡の恒久的な保存管理と積極的な活用を図るため、公有地化を継続するとともに、史跡公園としての整備を推進します。

旧下田邸書院及び庭園修復事業（後期）

県重要文化財である旧下田邸書院及び庭園の修復・保存整備を行ないます。

観光施設整備事業（前期）

地域の貴重な観光資源である「みさと芝桜公園」や「鳴沢湖」の環境整備を推進し、地域活性化の拠点とします。

農業生産振興事業（前期～後期）

箕郷ブランドの農畜産物加工の促進や観光果樹園・体験農場などの観光農業への展開を推進します。

保育園整備事業（前期～後期）

安心した環境の中で充実した保育を行えるよう、老朽化が著しい保育園の整備を推進します。

住宅団地造成事業（前期）

計画的な住宅地の開発整備を推進します。

道路整備事業（前期～後期）

県道箕郷板鼻バイパス交差点以北の榛名白川線を整備し、箕郷地域西部の活性化を誘導します。

また、防衛車両等の通行による住民生活への障害を緩和するため、東明屋地内から松原地内にかけて新たに道路を整備します。

橋梁架替整備事業（後期）

白川橋、天神橋は車郷地区と箕輪地区を結ぶ重要な橋梁であり、自動車のスムーズな通行と歩行者等の安全を確保するため、自転車歩行者道を附帯した新しい橋梁に架け替えます。

下水道整備事業（前期～後期）

快適な居住環境を確保するため、下水道認可区域や合併浄化槽整備区域等を適正に区分し、効果的・効率的な下水道施設整備を推進します。

道路整備構想の推進（前期～後期）

県道高崎榛名吾妻線及び榛名山箕郷線は、榛名山を経由する道路で、地域振興の鍵を握る路線であるとともに生活路線でもあるため、一部歩道付き2車線化の構想を推進します。

《県事業》広域農道榛名フルーツライン整備事業

地域の基幹産業である農業の振興を図るため、農産物流通の大幅な改善が期待される広域営農団地農道整備事業について、1期分2.5kmの整備に引き続き、残り1.9kmの整備を要望します。

第5章 新市の施策

1. 健康福祉（元気で安心して暮らせるまち）

保健医療の充実

市民一人ひとりが、生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らせるよう、「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という積極的・自主的な健康づくりを支援します。また、生活習慣の改善から、病気の予防・早期発見・治療、リハビリテーションまでの一体的な健康管理を推進するため、保健福祉施設の整備を進めるとともに、地域医療体制の整備を推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
健康づくりと疾病予防	健康づくり推進事業
医療体制の整備	公的病院整備充実推進事業
	救急医療体制整備事業
保健・医療・福祉サービスの連携	保健福祉施設整備事業

地域福祉の推進

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が住みなれた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、共に支え合う地域社会の形成を目指し、地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会の機能の充実を図るとともに、地域におけるボランティア活動を積極的に支援します。

【主要事業】

施策名	事業名
福祉コミュニティの形成	地域福祉計画策定事業
地域福祉拠点機能の充実	社会福祉協議会連携支援事業
	福祉施設整備事業

高齢者福祉の充実

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で豊かで充実した生活が送れるよう、生きがいと健康づくりを推進するとともに、快適な暮らしを支援する在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の円滑な運営とともに、民間事業者とも協力して、保健・医療・福祉サービスの連携を図り、総合的、効果的な介護サービスの提供を目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
生きがいづくりの推進	長寿会等活動支援事業
在宅福祉サービスの提供	高齢者自立生活支援事業
介護保険制度の円滑な運営	高齢者福祉施設整備充実事業

障害者福祉の充実

障害者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、保健医療や在宅福祉サービスの充実を図るとともに、社会活動への参加を支援し、障害のある人もない人も隔たりなく一緒に生活できる社会を目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
予防とリハビリテーションの徹底	リハビリテーション充実事業
在宅福祉サービスの提供	デイサービス等充実事業
社会参加と自立支援	通所施設・入所施設整備事業

児童福祉の充実

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、家庭や地域における子育て支援や、児童の健全な育成支援を積極的に進め、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
子育て支援体制の整備	保育充実事業
	保育所整備事業
	児童館・学童保育施設整備事業

社会保障の充実

すべての市民が生涯にわたり健康で安定した生活を送れるよう、生活困窮者への支援をはじめ、国民健康保険事業や国民年金事業、各種助成事業の効率的で安定した運営を図り、社会保障制度の円滑な運用をもって住民福祉の増進に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
生活困窮者への支援	生活保護事業
国保事業等の健全運営	医療費適正化事業
国民年金事業の充実	無年金者解消促進事業

2. 教育文化（個性と豊かな心を育むまち）

生涯学習の充実

市民が生涯にわたって自ら学び生かすことにより、生きがいとゆとりある生活をおくることができる社会を目指すため、学習の機会や場を多様に提供し、「いつでも、どこでも、だれでも」が、楽しく学べる環境づくりを推進します。

また、学習成果を活かした市民参加のまちづくりを推進し、生涯現役の豊かな社会を築きます。

【主要事業】

施策名	事業名
多様な学習機会の創出	生涯学習施設整備事業
	生涯学習推進事業

社会教育の充実

市民の多様な学習ニーズに応え、自主的な学習活動を支援するため、学習指導体制や学習活動内容の充実を図ります。

また、活動拠点となる社会教育施設の整備充実とともに各施設の連携やネットワーク化を進め、より機能的、効率的な運営を目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
学習・地域活動の充実	公民館活動充実事業
社会教育施設の整備	図書館建設事業
	公民館等整備事業

学校教育の充実

園児・児童・生徒一人ひとりの個性を大切にしながら、創造性や思いやりのある「豊かな心」と、主体性やたくましさをもった「生きる力」を育むため、教育内容や教育指導の充実を図るとともに、心身ともに健全でゆとりある学校生活を送ることができるように、教育環境の充実に努めます。

高校及び大学については、特色のある教育内容の充実と多様な学習機会の提供により、21世紀を担う人材の育成に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
幼児教育の充実	幼稚園適正配置事業
小・中学校教育の充実	学校施設整備事業
	学校規模適正化事業
高校・大学教育の充実	学校施設整備事業

青少年の健全育成

次代を担う青少年が、社会の中で元気に明るくのびのびと育つように、様々な青少年活動を展開するとともに、青少年を取り巻く環境の変化をとらえ、家庭での教育支援や、社会環境の健全化を進めます。

【主要事業】

施策名	事業名
社会性の育成	青少年活動促進事業
家庭教育の啓発	子育て学習講座推進事業
健全育成環境の整備	P T A 等組織充実事業

市民文化の推進

市民主体の文化活動を積極的に支援し、質の高い文化が育つ環境を整えるとともに芸術や文化活動への参加機会を拡大し、個性豊かな地域文化の振興を推進します。

また、文化遺産の継承や文化財の活用を図り、歴史と伝統を大切にした人間性豊かな地域文化を育みます。

【主要事業】

施策名	事業名
芸術・文化の振興	市民文化活動支援事業
	文化施設整備事業
文化遺産の整備	文化財等整備活用事業

生涯スポーツの推進

生涯にわたって誰もがスポーツやレクリエーションに親しむことのできる環境づくりを積極的に進め、スポーツへの参加機会を増やし、健康増進と余暇活動の充実を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
スポーツ活動の充実	スポーツ・レクリエーション推進事業
スポーツ施設の整備	運動公園・スポーツ施設等整備事業

3. 環境安全（快適で安全なまち）

循環型社会の創造

環境負荷の少ない社会への転換を図るため、市民、事業者と行政がそれぞれの責任と役割分担のもとに、限りある資源やエネルギーの有効利用を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルの推進など廃棄物の適正な処理を行い、循環型社会の形成を目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
推進体制の充実	環境マネジメントシステム推進事業
廃棄物の適正処理	資源ごみ分別回収事業
	リサイクル事業
エネルギーの有効活用	自然エネルギー活用推進事業

生活環境の向上

安全・快適な都市環境を目指し、継続した環境監視のもとにきれいな空気、きれいな水を守るとともに、環境意識啓発を推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
暮らしの環境の保全	ごみ処理施設整備事業
環境衛生の充実	意識啓発推進事業
	斎場整備事業

緑豊かな快適空間の創出

快適な空間や質の高い環境が保たれ、やすらぎと潤いのある生活が送れるよう、市民と一体となって豊かな自然環境の保全と新たな緑の創出に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
公園の整備	公園整備事業
緑化の推進	緑化活動支援事業

地域防災の強化

市民の生命と財産を守るため、災害発生時に的確な対応のできる防災体制の整備を推進するとともに、火災をはじめとした各種災害の未然防止に努め、災害に強いまちづくりを目指します。

また、消防力の強化とともに、広域消防応援体制や救急救助体制の強化を図り、被害を最小に留めるよう努力します。警察や地域との連携による犯罪の防止に努め、治安の安定を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
災害に強いまちづくり	防災ネットワーク推進事業
	地域防災行政無線整備事業
消防活動の充実	消防施設等整備事業
防犯対策の充実	地域防犯体制充実事業

消費者保護の推進

市民が安全で豊かな消費生活を送れるよう、自己責任と主体性を持った消費者を育成するとともに、消費者の保護や被害者救済の強化を図ります。

また、消費生活センターの運営を充実し、消費者組織との連携や情報交換を図り、正しい消費情報の提供や悪質商法の防止に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
消費者の育成	消費者意識啓発事業
消費生活センターの充実	消費生活相談事業
適正計量の推進	計量検査施設整備事業

交通安全の充実

人と車が安全に通行できる交通環境の整備や一人ひとりの交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、高齢者等の交通弱者の視点に立った事故防止策を推進します。

また、本市は車への依存度が高く交通量も多いので、積極的に交通安全運動を実施し、市民一人ひとりの交通安全への自覚を醸成します。

【主要事業】

施策名	事業名
交通安全意識の向上	交通安全運動推進事業
安全な道路交通環境の整備	交通安全施設整備事業

4. 産業流通（にぎわい活力あふれるまち）

商業の振興

各地域の商業活動や商店街の活性化を図るため、商店街の環境整備の促進や公共交通の充実、文化活動の活性化、商店の経営支援などを一体的に推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
商業活動の活性化	商店会組織充実事業
商店街の活性化	商店街環境整備事業
経営基盤の強化支援	資金融資事業

観光の振興

歴史的・文化的遺産など個性あふれる観光資源の活用に努めます。また、豊かな自然や文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどの地域の魅力を生かした体験型・目的型観光地づくりを推進し、観光情報の発信や周辺観光地との連携を図りながら、首都圏や周辺各地からの観光客の誘致に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
観光資源の活用	各種まつり等実施支援事業
	観光関連施設整備事業
観光情報の発信	観光宣伝事業
観光産業の育成	地域特産品充実事業

工業の振興

国際化や情報化に伴う産業の構造変化に対応した、工業基盤の再整備や中小企業の育成とともに、新規産業の創出・育成を積極的に推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
工業界の活性化	I S O（国際標準化機構）認証取得支援事業
工業基盤の整備	工業団地再整備事業
中小企業の育成	資金融資事業
新規企業の誘致・育成	起業化支援事業

農業の振興

生産性が高く安定した農業経営が行えるよう、農業基盤や生産体制の整備を行うとともに、特色をもった都市近郊型農業の確立を目指し、意欲ある農業者の確保や環境保全に配慮した農業の促進に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
農業経営基盤の強化	農地流動化促進事業
農業生産基盤の整備	農業用道水路整備事業
	畜産経営環境整備事業
	ほ場整備事業
農業生産の振興	地域特産物振興事業
	果樹生産振興事業
都市型農業の確立	環境保全型農業推進事業
	農産物販売・流通システム整備事業

林業の振興

林道整備など生産基盤の整備や、林産物の生産振興など林業経営の振興を図るとともに、森林の持つ多面的機能の発揮・活用に努めます。

また、森林組合の育成や観光と連携した林産物の振興など、林業運営の効率化・合理化を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
林業基盤の整備	林道整備事業
林業経営の振興	林産物生産体制充実事業
森林の保全	森林体験機会充実事業
	森林機能保全事業

流通機能の充実

国際化・情報化に対応した流通基盤の整備や市場機能の適正化に努め、円滑で効率的な物流システムの構築を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
流通基盤の整備	卸売業販売促進事業

就労の促進

雇用の安定を図るため、職業能力の開発などの人材養成を図るとともに、労働環境や勤労者福祉の向上に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
勤労者支援	技能開発センター設置事業

5. 都市基盤（機能的で調和のとれたまち）

適正な土地利用の推進

計画的な市街地の形成と、良好な住環境や自然環境の保全を図るため、各種関係法令の適切な運用のもとに、適正な土地利用を推進し、豊かな生活環境と快適な都市機能を併せ持つ、均衡と調和のとれた都市づくりを目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
計画的な土地利用	都市計画規制見直し事業

円滑な交通網の確立

都市基盤の骨格となる主要な道路を軸に機動性のある道路網を構築し、地域の円滑な道路交通を実現するとともに、歩行者・自転車の安全や環境に配慮し、道路や橋梁の整備を行います。

【主要事業】

施策名	事業名
道路網の整備	都市計画道路網計画事業
	都市計画道路整備事業
	道路・橋梁整備事業

人にやさしい道づくり

歩行者や自転車が安全で快適に通行できるように、歩道の設置や拡幅とともに、ネットワーク計画に基づいたサイクリングロードの整備を図り、人にやさしい道づくりを推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
快適な歩道・自転車道のネットワーク	歩道整備事業
	サイクリングロード整備事業

公共交通体系の確立

円滑な地域交通を確保するため、各種交通手段の分担と連携のもとに、バスや鉄道などの公共交通のネットワークを整備促進します。

【主要事業】

施策名	事業名
公共交通網の整備促進	公共バス運行事業

市街地及び業務拠点機能の整備

新市の均衡ある発展を推進するために、中心市街地においては、都市基盤の活用と土地の高度利用を促進し、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるとともに、周辺市街地においては、それぞれの地域特性を生かしながら地域の拠点としての整備を進め、安全・快適で機能的な市街地の形成を目指します。

高崎操車場跡地においては、核となる活力ある業務機能の誘致を推進するための都市基盤整備を推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
市街地の整備	市街地再開発事業
	土地区画整理事業
新都市拠点の整備	高崎操車場跡地整備事業
	高崎駅・倉賀野駅間新駅設置事業

良好な住環境の創出

市民が、安心して快適に暮らせるよう、多様な住宅の供給を図るとともに、住宅の質的向上や良好な住環境の整備に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
快適な住宅の普及	公営住宅整備事業
	住宅団地整備事業

都市景観の形成

市民がふるさととして魅力を感じ、愛着と誇りが持てる都市の姿を次世代に引き継ぐため、自然・歴史・伝統などの地域資源を生かした美しい都市景観を形成します。

【主要事業】

施策名	事業名
潤いある都市景観の創出	地区景観形成整備事業

上下水道の整備

快適で安心な市民生活を支えるため、水資源の確保と有効利用を進め、安全・良質で安定した水道水の供給とともに、生活環境の改善や河川の水質保全を図るため、下水道の整備、適正管理に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
上水道の安定供給	上水道施設等整備事業
	簡易水道整備事業
下水道（汚水）の整備	下水道管渠（汚水）整備事業
	下水処理施設等整備事業

雨水対策の推進

浸水被害を防ぎ、安全で快適な市民生活を守るため、下水道雨水幹線や河川・水路を計画的に整備し、総合的な雨水対策を推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
下水道（雨水）の整備	下水道管渠（雨水）整備事業
河川・用排水路の整備	河川整備事業
	用排水路整備事業

6. 自治運営（市民と築く明るいまち）

市民参加の促進

市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを進めるため、行政情報の提供や市民意向の把握とともに、市民が行政に参加する機会の拡充を図ります。

また、ボランティア団体や NPO 法人の活動を支援し、市民の創意と活力をまちづくりに活かします。

【主要事業】

施策名	事業名
広報・広聴の充実	広報・広聴事業
市民活動の支援	ボランティア活動支援事業
市民参加機会の充実	市民参加推進計画策定事業

市民主体のまちづくり

それぞれの地域でふれあいと連帯に支えられたコミュニティが形成されるよう、地域活動や地域振興の支援を行うとともに、市民イベント等の推進役となる市民や市民団体を支援して、市民主導のまちづくりを目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
コミュニティの形成	地域自治組織充実事業

人権尊重社会の創造

基本的人権を尊重しあい、誰もが市民としての義務を果たすとともに、市民としての権利を有し、不当に差別されることなく公平な市民生活が送れるよう、人権尊重社会の創造を目指し、人権意識の高揚を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
人権の確立と擁護	人権啓発推進事業

男女共同参画社会の実現

社会のあらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして個性と能力を発揮できるように、男女平等意識の啓発や共同参画のための環境を整備し、女性の行政や社会活動への参加を促進するとともに、男性の家庭や地域活動への積極的な参加を促進します。

【主要事業】

施策名	事業名
男女平等の意識づくり	男女平等意識啓発事業
推進体制の整備	男女共同参画計画推進事業

国際化の推進

国際理解の促進や国際化への対応を図るため、市民の国際的知識や関心を高め、市民レベルの国際交流を積極的に進めるとともに、外国人にとっても住みやすい、世界に開かれた都市を目指します。

一人でも多くの市民が相互の国を身近に感じ、理解を深める場を提供します。

【主要事業】

施策名	事業名
国際交流の推進	姉妹・友好都市交流事業
国際化推進体制の確立	在住外国人支援事業

高度情報化への対応

豊かな市民生活の実現と地域社会の活力ある発展を目指した地域情報化を推進するとともに、行政情報の共有化や事務処理の効率化を目指した庁内情報ネットワークを構築し、高度情報化時代に順応できる環境づくりを進めます。

【主要事業】

施策名	事業名
コミュニティネットワークの構築	情報通信基盤整備事業
行政内情報ネットワークの構築	行政内情報通信基盤整備事業

広域行政の推進

市民活動や産業・経済活動などの広域化に対応するため、周辺市町村が互いの個性と特色を生かしながら、広域的共同事業を実施します。

また、前橋市や高崎都市圏との連携事業を推進し、利便性やサービスの向上を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
地域連携の強化	高崎都市圏推進事業
	前橋高崎連携事業
広域市町村圏の充実	広域市町村圏共同処理事業

行政改革の推進

地方分権の流れの中で、地方自らの責任と自らの決定をもって、創意と工夫による効率的・機能的な行政運営を行い、個性あふれる地域づくりを推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
事務改善の推進	行政評価システム推進事業
	民間委託推進事業
職員の活性化	人材育成事業

市民サービスの向上

多様化かつ増大する市民ニーズを的確にとらえ、情報提供や行政手続を迅速・適切に処理するとともに生活相談や行政相談の充実に努め、市民サービスのいっそうの向上を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
タイムリーな情報提供	ホームページ充実事業
迅速・適切な行政対応	支所・サービスセンター整備事業
市民相談の充実	市民相談事業

信頼される市政の推進

市役所には、市民の多様なニーズが集まるとともに、市民一人ひとりの情報も集まります。市民の権利や個人の情報を大切に取り扱い、市民の信頼のもとに付託されている業務の適切な推進を目指します。

また、市政を的確に滞りなく推進するために、行政各部署の緊密な連携のもとに、様々な行政課題に的確・迅速に対応します。

【主要事業】

施策名	事業名
適正な行政執行	情報公開事業
	個人情報保護事業
職員の資質向上	公務員意識啓発事業
議会事務の円滑な推進	議会活動推進事業

健全財政の維持

長期的な展望のもとに、積極的に財源を確保して財政基盤を確かなものとするとともに、事務事業や経費の見直しと適正化を図り、効率的な財政運営を行います。また、財源の重点的・効果的な配分に努め、メリハリのある市民サービスの提供に努めます。

事業ごとに投資と効果のバランスを計り、最小の経費で最大の効果を図ります。

第6章 公共的施設の統合整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、新市全体のバランスや地域性及び効率性、住民の意向、更には財政状況などを踏まえて、統合することが適当なものについては統合整備を図ります。

統合整備については、既存の公共的施設の有効利用や住民の利便性の向上などを総合的に検討し、住民サービスの向上と効率的な財政運営の両立を目指した検討を行います。

合併に伴い支所となる箕郷町の役場本庁舎については、住民にとって身近な行政サービスを提供できる施設として、地域住民に配慮した整備を進めます。

また、その他の公共的施設についても、住民生活への影響や行財政上の効果及び効率性の観点に立ち検討します。

新たな公共施設の整備については、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存の施設を有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

第7章 新市における国・県事業の推進

新市の一体性を確立するとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを総合的に推進するため、国や県に次の事業等の早期推進を要望します。

1. 県事業

【主要事業】 《 》は地域名

医療体制の整備	県立西毛中核病院構想の推進《高崎》
公園の整備	観音山ファミリーパーク整備事業《高崎》
防災施設の整備	治山事業《箕郷》
円滑な交通網の確立	国道354号(都市計画道路高崎駅東口線)整備事業《高崎》
	主要地方道寺尾藤岡線(都市計画道路寺尾木部線)整備事業《高崎》
	主要地方道高崎渋川線(都市計画道路中央通り線)整備事業《高崎》
	一般県道箕郷板鼻バイパス改良事業《箕郷》
	一般県道柏木沢高崎線側溝整備事業《箕郷》
	広域農道榛名フルーツライン整備事業《箕郷》
河川等の整備	一級河川東谷川改修事業《箕郷》
	倉淵ダム建設事業《高崎》

2. 国事業

【主要事業】 《 》は地域名

医療体制の整備	独立行政法人国立病院機構高崎病院整備事業《高崎》
円滑な交通網の確立	国道17号高松立体整備事業《高崎》

第8章 財政計画

歳入

(単位百万円)

	年度別決算額					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市税	47,196	50,415	55,337	55,385	56,860	56,225
地方譲与税・交付金等	8,215	9,820	6,586	6,344	6,769	6,596
地方交付税	7,717	9,564	8,504	8,390	11,555	13,711
国県支出金	14,588	14,443	16,556	24,504	24,245	26,608
地方債	9,616	11,838	8,537	12,338	13,484	17,695
繰入金	8,694	5,012	4,156	5,646	5,048	4,023
その他	22,237	23,242	23,740	28,403	39,580	35,173
合 計	118,263	124,334	123,416	141,010	157,541	160,031

	年度別決算額		年度別計画額			
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市税	57,149	58,354	56,551	57,529	55,878	56,782
地方譲与税・交付金等	6,284	6,007	5,865	6,055	8,075	8,075
地方交付税	17,484	17,408	16,100	15,800	16,467	15,537
国県支出金	24,067	23,120	23,248	24,231	24,663	24,762
地方債	12,853	10,326	11,039	13,628	15,459	10,738
繰入金	4,977	5,160	4,849	4,280	3,362	3,795
その他	34,012	32,936	34,677	33,619	33,619	33,671
合 計	156,826	153,311	152,329	155,142	157,523	153,360

	年度別計画額				17~32 計
	29年度	30年度	31年度	32年度	
市税	57,404	56,762	58,279	58,559	894,665
地方譲与税・交付金等	8,075	8,075	8,075	8,075	116,991
地方交付税	14,530	13,689	12,897	13,033	212,386
国県支出金	26,303	26,617	24,312	25,991	368,258
地方債	11,479	11,635	10,253	12,949	193,867
繰入金	5,123	6,422	4,807	4,973	80,327
その他	33,724	33,824	33,879	33,935	510,271
合 計	156,638	157,024	152,502	157,515	2,376,765

歳 出

(単位 百万円)

	年度別決算額					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
人件費	20,677	22,076	22,529	21,542	22,738	23,279
扶助費	14,660	16,765	17,847	18,771	20,641	26,574
公債費	10,321	12,412	12,435	12,537	13,093	12,776
普通建設事業費	20,188	15,043	16,385	22,659	25,089	24,878
繰出金	6,614	6,243	6,615	7,928	8,716	9,112
一部事務組合負担金	5,446	3,396	3,604	3,432	4,140	4,023
その他	38,355	43,961	40,043	46,067	59,634	55,306
合 計	116,261	119,896	119,458	132,936	154,051	155,948

	年度別決算額		年度別計画額			
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人件費	21,102	20,593	21,337	21,082	20,906	20,722
扶助費	27,681	28,389	27,825	27,999	28,279	28,562
公債費	13,009	14,158	13,461	13,618	13,472	13,643
普通建設事業費	19,696	14,111	14,866	19,402	21,614	16,691
繰出金	9,676	9,911	7,086	7,401	7,740	8,091
一部事務組合負担金	3,931	4,020	3,910	3,916	3,937	3,938
その他	56,242	57,059	63,844	61,724	61,575	61,713
合 計	151,337	148,241	152,329	155,142	157,523	153,360

	年度別計画額				17~32 計
	29年度	30年度	31年度	32年度	
人件費	20,192	19,998	19,865	19,865	338,503
扶助費	28,847	29,136	29,427	29,722	401,125
公債費	13,651	13,246	13,320	13,039	208,191
普通建設事業費	20,070	20,598	14,933	19,373	305,596
繰出金	8,457	9,012	9,485	10,013	132,100
一部事務組合負担金	3,677	3,677	3,677	3,677	62,401
その他	61,744	61,357	61,795	61,826	892,245
合 計	156,638	157,024	152,502	157,515	2,340,161

1. 基本方針

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目毎に過去の実績、経済情勢等を考慮し、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本としています。

2. 基本的事項

(1) 作成における基本的考え方

平成16年度の新市建設計画策定時においては、合併協議会を構成する市町村の実績及び平成16年度当初予算額をベースとして11年間の推計を行いました。平成25年度の変更においては、既に当該合併協議会構成市町村を含め、計7市町村の合併が実現していることから、現市の規模で財政状況を把握することが適当であると考え、今後の見通しを推計しています。なお、計画期間のうち平成17年度から平成24年度までの数値は、それぞれの年度の地方財政状況調査（決算統計）による決算数値としていますが、当該年度末までに合併した市町村の規模による決算数値としています。

(2) 計画期間

平成17年度～平成32年度までの16年間としています。

(3) スタイル

- ・普通会計ベースで作成しています。
- ・年度毎に歳入（目的別）歳出（性質別）として整理しています。

(4) 作成手法

歳入歳出の各項目に、過去の決算数値や地方の財政環境見込みなどから推計基準を設定し、作成しています。